

# ZeNNET

送信先 F A X 番号 : 0 6 - 6 9 4 7 - 6 8 6 2

公益社団法人全日本不動産協会

全日本不動産近畿流通センター 御中

## 全日会員支援情報システム「ZeNNET(ゼネット)」会員加入申込書

宅地建物取引業法並びに不動産の表示に関する公正競争規約等の法令及び公益社団法人全日本不動産協会制定の「ZeNNET (ゼネット)」会員倫理綱領、全日会員支援情報システム「ZeNNET (ゼネット)」運営規程(裏面)を遵守することを誓約の上、会員加入の申込みを致します。

※支店でのお申し込みの場合、全て支店の内容をご記入ください。

フリガナ 商号 (支店名も明記)		フリガナ 代表者名	
所在地		最寄駅沿線名・駅名 線 駅	駅徒歩 分
担当者名		最寄駅からのバス乗車分・バス停名 分 停	停徒歩 分
免許番号 大臣 ( ) 号 知事	電話番号	F A X 番号	
希望するパスワードをご記入下さい。(半角英数字混在 6桁以上 10桁以内・記号不可)			
●頭が <sup>ゼロ</sup> 0のパスワードは設定いただけません。※英字は判別のためフリガナをご記入下さい。例: <sup>キュー エル</sup> q l			
●パスワードはアルファベットと数字を組み合わせて下さい。※アルファベットのみ、数字のみ不可			
フリ ガナ			
パ ス ワード			

※返信欄は記入不要です。

**重要** 大切に保管して下さい

返 信 欄

年 月 日 登録

ZeNNET 会員の加入申込みを受理しました。下記の ID 番号を設定しましたのでご利用下さい。

貴社の ID 番号	14																			
--------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ホームページアドレス

全日本不動産近畿流通センター

<http://www.z-reins.zennichi.or.jp>

ログイン後、まず上部メニューの「ユーザー管理・設定」より「自社マスタ管理」と「会員店情報管理」で自社情報の確認及び追加入力(メールアドレス・自社ホームページの URL・PR・特徴等)を行って下さい。利用マニュアルは画面左上の「操作マニュアル」より閲覧、ダウンロードしていただけます。また、セキュリティ確保のためパスワードは厳重に管理し、定期的に変更されますようお願い致します。

当センター：FAX06-6947-1586へ送信下さい

全日本不動産近畿流通センター 御中

## レイنزIP型サービス／CoDen支払い申込書

平成 年 月 日

所属本支部

〒

住 所

商 号

(支店名も明記)

印

代 表 者

T E L

F A X

貴社最寄駅 \_\_\_\_\_ 線 \_\_\_\_\_ 駅

※支店でのお申し込みの場合、全て支店の内容をご記入ください。

下記の通りレイنزIP型サービス 及び CoDen支払いの利用を申し込みます。

商 号 (支店名も明記)		免許番号	大臣・知事( )第	号
設置機種	Windows VISTA (SP2) 以上でご利用下さい。 MacOS では動作保証しておりません。			
使用ブラウザ	IE(インターネットエクスプローラー)6以上でご利用下さい。			
連絡先	氏名		電話番号	
パスワード				

※上記パスワードは半角英数6文字以上12文字以内【記号不可】で任意にお決め下さい。

(セキュリティの関係上、同一文字・免許番号等判明し易いものは設定できません。)

### \* 注意事項 \*

1. IP型サービスに申し込まれる方は、プロバイダー(インターネット接続業者)との契約が別途必要となります。
2. IP型サービスをご利用いただく端末には AdobeFlashPlayer および AdobeReader がインストールされている必要があります。詳細は流通機構ホームページをご確認ください。
3. 費用については、インターネット接続料等のほかに別途IP型利用料が必要です。
4. CoDen支払いとは、近畿圏不動産流通機構が提供する「レイنزIP型サービス」の利用料金を近畿圏不動産流通機構に代わり、NTTコミュニケーションズ(株)が請求・回収を行うサービスです。  
CoDen支払いをお申し込みいただくことで、NTTコミュニケーションズ(株)からの請求書または口座振替により「レイنزIP型サービス」の利用料金をお支払いいただくこととなります。  
CoDen支払いのご利用については、<http://www.ntt.com/tariff/comm/yakkan.html> の「CoDen支払い利用規約(利用先固定型)」をご確認の上、お申し込み下さい。

【下記欄には記入いただく必要はありません。】

サブセンター受付日	
サブセンター受付No	
レイنز利用者ID	

## 「ZeNNET（ゼネット）」会員倫理綱領

不動産情報システム「ゼネット」（以下「ZeNNET」という）利用会員（以下会員という）は、「不動産は国民生活や産業の基盤である」との公益社団法人全日本不動産協会創立理念を基に、住生活の安定の確保と国民生活の向上の促進に寄与することを目的としてこのシステムを利用し、一般消費者等の利益の擁護及び増進が図られるよう、次の各号に定める事項を遵守し、宅地建物取引業者としての責務を果たさなければならない。

- 一. 会員は、常に高い倫理観と自己研鑽を通じて公正な取引を推進することにより、不動産業に対する信頼性の向上に努めなければならない。
  - 一. 会員は、諸法令を遵守し、一般消費者及び事業者に対して信義誠実を尽くし、反社会的行為を排除する強い意志の下、相互の信頼確立のため、進取の精神をもって社会貢献に努めなければならない。
  - 一. 会員は、正確な情報のみを「ZeNNET」に登録し、又登録された物件情報を共有する。その情報は自社物件と同等以上の注意をもって管理・取り扱いに努めなければならない。
  - 一. 会員は、「ZeNNET」の円滑な運営のため、ITに対する一層の研究と研鑽に努めなければならない。
  - 一. 会員は、依頼者の個人情報やプライバシーに係る事項の守秘義務を負う。又、一般消費者・事業者間で苦情・紛争が生じたときは、自己責任をもって解決しなければならない。
  - 一. 会員は、常に共存共栄の精神をもって不動産業の健全な発展に努めなければならない。
- (附則) 1. この規程は、平成15年7月11日から施行する。  
2. 平成18年10月18日 改正  
3. 平成24年12月7日 改正

## 不動産情報システム「ZeNNET（ゼネット）」運営規程

- (構成及び名称)
- 第1条 本システムは、公益社団法人全日本不動産協会（以下、「当協会」という）が運営する一般消費者向け不動産情報サイト「ZeNNET（ゼネット）」及び、宅地建物取引業者向け不動産情報サイト「Z-Reins（ゼットレインズ）」をもって構成する。
- 2 本システムは「ZeNNET」を統一呼称として使用する。
  - 3 第5条の規定により本システムに加入した者を、ZeNNET 加入会員（以下、「会員」という）という。
- (目的)
- 第2条 本システムは、一般消費者に対し、インターネットによる良質な不動産物件情報提供を行うに止まらず、宅地建物取引業者間相互の迅速な情報交換の一層の利用促進を図り、公正な取引の発展に貢献するとともに、不動産情報システムを構築、及び運用することにより、高度かつ、適正な不動産取引を実施することを目的とする。
- (事業)
- 第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 「ZeNNET」及び「Z-Reins」による物件情報及び会員情報の収集及び提供、システムの円滑な運用並びにこれらに付帯する事業
  - (2) 「ZeNNET」に関する普及、啓発及び知識向上のための教育及び研修
- (運営)
- 第4条 本システムの運営は理事会が総括し、流通推進委員会に委託する。
- 2 本事業のうちコンピュータの管理又は運営は、理事会の決議により、外部に委託することができる。
  - 3 本事業のうち会員管理、物件情報管理、苦情紛争処理、普及啓発及び教育研修等の管理運営業務については、指定流通機構のレインズを担当する各地域のサブセンターが窓口となって処理することができる。但し、重要な案件処理を行った場合はその直後に開かれる流通推進委員会において報告承認を得るものとする。
  - 4 理事会の決議により、代行センターを設け、本システムへの登録物件等を、会員に代わって行わせることができる。第2項の規定は、代行センターについて準用する。
- (加入資格)
- 第5条 本システムの加入資格は、定款第5条に定める会員又はこれと同等の資格を有するものとして流通推進委員会が別に定める基準を満たす者であって、別に定める加入申込書を提出した者とする。
- (会費)
- 第6条 本システムに係る会費は徴収しない。但し、代行センター経由での代行登録・検索及び会員が希望する本システムの基本的な利用方法を超える利用、その他の民間公開サイトへ重ねて登録する場合は、有料とする。
- 2 本システム運営上、理事会で必要と認めた場合は会費又は利用料の徴収を行うことができる。
- (物件情報の管理責任)
- 第7条 会員は登録しようとする物件情報の内容について精査し、登録後の管理責任を負う。
- 2 会員は自ら登録している物件について重複して登録を行ってはならない。  
また、正当な理由無く削除、変更、再登録を行ってはならない。
- (自己責任)
- 第8条 会員は、物件情報の登録に関して、信義に基づき誠実にこれを行うものとし、自己の登録に係る情報について一切の責任を負う。
- 2 本システムの利用に関し、他の会員もしくは第三者と紛争を生じた場合、会員は自己の責任と費用負担において解決するものとし、当協会はいかなる責任も負わない。
- (遵守事項)
- 第9条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 物件情報について責任をもち、管理すること
  - (2) 物件情報のメンテナンスを少なくとも一日1回以上行うこと
  - (3) 宅地建物取引業法、不当景品類及び不当表示防止法、不動産の表示に関する公正競争規約、関係諸法令に従うこと
- (情報の管理)
- 第10条 流通推進委員会又は各地域のサブセンターは、登録された物件情報の内容が不適切と認めるときは、その調査を行い、登録した会員に対し、指示又は指導をすることができる。
- 2 前項の指示又は指導を受けた会員は流通推進委員会又は各地域のサブセンターに対して速やかに回答しなければならない。
  - 3 前項に基づく回答又は報告がない場合、流通推進委員会又は各地域のサブセンターは、登録された物件情報の修正、削除等を行うことができる。
- (禁止事項)
- 第11条 会員は、自社物件及び媒介契約により受託した物件以外の物件情報を本システムを含むインターネットのサイトへ無断で掲載してはならない。
- 2 会員は、掲載する物件に、直接関係しない情報（イメージ画像、人物、キャラクター画像等）を掲載してはならない。
- (利用資格の喪失又は取り消し)
- 第12条 会員が第5条の資格を失ったときは、本システムの利用資格を喪失する。この場合、すでに登録された物件情報及び会員情報について削除することができる。
- 2 会員が本システムの運営を著しく妨げる行為（システム妨害又は不実の情報の登録、公正競争規約の重大な違反など）をなし、当協会又は他の会員の名誉を傷つけ信用を失墜させる行為をした場合、その影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、本システムの利用資格を取り消すことができる。
  - 3 前項に規定する利用資格の取り消しは、当該会員が当協会に届け出た主たる事務所の所在地に宛て、書留郵便を用いた文書にて通知するものとする。このとき、配達の日時又は配達の有無を問わず発送日の翌日に通知があったものとみなし、すでに登録された物件情報及び会員情報についても削除することができる。
- (利用の一時停止)
- 第13条 会員より本システムの利用に関して一時停止の申し出を受けたサブセンター又は流通推進委員会は、速やかに本システムを停止しなければならない。この場合、すでに登録された物件情報については当該会員の申し出により削除することができる。
- 2 会員が宅地建物取引業法第65条第2項又は第4項の規定により、その業務の全部の停止を命じられたときは、当該会員の所属する地域のサブセンターがそれを知った日から業務の停止期間の終期に至るまで、本システムの利用を停止し、すでに登録された物件情報を削除する。この場合、当該会員に対する通知を要しない。
  - 3 会員が第7条ないし第11条までの規定のいずれかに違反し、所属する地域のサブセンターからは是正措置を講じるよう指導を受けたにもかかわらず、相当期間内にその措置を講じることを怠ったときは、本システムの利用を停止することができる。この場合、すでに登録された物件情報を削除することができる。
  - 4 会員が所属する地域の指定流通機構の処分を受け、本システムの一部を停止する必要性が生じたときは、当該会員の所属する地域のサブセンターがそれを知った日から当該処分の終期に至るまで、指定流通機構への登録システムを停止する。
- (「ZeNNET」と会員及び会員外ホームページとの関係)
- 第14条 当協会は、「ZeNNET」から会員自身の運営するホームページへのリンク設定をすることができる。
- 2 会員は、会員自身の運営するホームページから「ZeNNET」へのリンク設定をすることができる。
  - 3 流通推進委員会は、会員外からの「ZeNNET」へのリンク、及び「ZeNNET」からの会員外のホームページへのリンクの可否の決定、及び管理を行う。
- (アクセス状況等の統計データの掌握)
- 第15条 流通推進委員会及び各地域のサブセンターは、アクセス状況等の統計データの掌握をする。
- 2 当協会は、前項の統計データを、公表することができるものとする。
- (統一ロゴの使用)
- 第16条 会員は、本システムの普及啓発のため、別に定める統一ロゴを、会員の広告物に掲載することができる。
- (その他)
- 第17条 本規程に定めなき事項については理事会において決定する。但し、やむをえない理由により緊急決定を必要とするときは、流通推進委員会において議決することができる。この場合、その直後に開かれる理事会において報告承認を得るものとする。
- 2 本規程を改廃しようとするときは理事会の承認を得なければならない。
  - 3 当協会は、本システムの運営を改定又は廃止したことにより生じた会員の損害について、一切の責任を負わない。
- (附則) 1. この規程は、平成15年7月11日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、理事会の承認を得た平成 年 月 日から施行する。  
2. 平成18年10月18日 一部改正  
3. 平成19年5月10日 一部改正  
4. 平成24年10月18日 一部改正